

令和5年12月市議会定例会議

総務常任委員会資料

(議案第178号)

議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定の件 P 2
【人事課】

(議案第179号)

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件 P 3
【人事課】

(議案第180号)

福島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件 P 4
【人事課】

(議案第132号)

字の区域の変更の件 P 6
【総務課】

【令和5年12月定例会議(追加) 提出議案説明資料】

(議案第178号)

議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

1 条例改正の趣旨

議員の期末手当を改定するため、所要の改正を行うものである。

2 条例の改正概要

議会議員の期末手当については、国における指定職職員の期末勤勉手当の改定を参考に支給月数を改定してきたところであり、令和5年の人事院勧告において、指定職職員の期末勤勉手当が「0.1月」引上げられたことに伴い、引上げを行うものである。

○議会議員の期末手当

<現行>

区分	支給月数
6月期	1.650月
12月期	1.650月
計	3.300月



0.1月増

<改定後> 令和5年12月期分

区分	支給月数
6月期	1.650月
12月期	1.750月
計	3.400月

影響額 2,530千円余

<改定後> 令和6年度以降分

区分	支給月数	備考
6月期	1.700月	均等配分
12月期	1.700月	
計	3.400月	

3 条例の施行予定日

- (1) 令和5年12月期分 公布の日から施行(令和5年12月1日適用)
- (2) 令和6年度以降分 令和6年4月1日施行

【令和5年12月定例会議(追加) 提出議案説明資料】

(議案第179号)

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

1 条例改正の趣旨

市長等の期末手当を改定するため、所要の改正を行うものである。

2 条例の改正概要

市長等の期末手当については、国における指定職職員の期末勤勉手当の改定を参考に支給月数を改定してきたところであり、令和5年の人事院勧告において、指定職職員の期末勤勉手当が「0.1月」上げられたことに伴い、上げを行うものである。

○市長等(特別職)の期末手当

<現行>

区分	支給月数
6月期	1.625月
12月期	1.625月
計	3.250月



0.1月増

<改定後> 令和5年12月期分

区分	支給月数
6月期	1.625月
12月期	<u>1.725月</u>
計	3.350月

影響額 505千円余

<改定後> 令和6年度以降分

区分	支給月数	備考
6月期	<u>1.675月</u>	均等配分
12月期	<u>1.675月</u>	
計	3.350月	

3 条例の施行予定日

- (1) 令和5年12月期分 公布の日から施行(令和5年12月1日適用)
- (2) 令和6年度以降分 令和6年4月1日施行

【令和5年12月定例会議(追加) 提出議案説明資料】

(議案第180号)

福島市職員の給与に関する条例等

〔 福島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例
 福島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 〕

の一部を改正する条例制定の件

1 条例改正の趣旨

職員の給料及び期末手当等を改定するため、所要の改正を行うものである。

2 条例の改正概要

令和5年の福島県人事委員会勧告において、月例給及び期末勤勉手当の支給月数が上げられたことなどに伴い、上げを行うものである。

また、地方自治法の一部改正に伴い、令和6年度より会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給するものである。

(1)月例給

初任給をはじめ若年層に重点を置いて、全ての級・号給の給料月額を平均1.09%上げる。

初任給 初級(高校卒基準):12,000円引上げ(174,400円)

上級(大学卒基準):11,000円引上げ(207,100円)

(2)期末・勤勉手当

○一般職の期末・勤勉手当

<現行>

区分	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.200月	0.975月	2.175月
12月期	1.200月	0.975月	2.175月
計	2.400月	1.950月	4.350月



0.1月増

<改定後> 令和5年12月期分

区分	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.200月	0.975月	2.175月
12月期	1.250月	1.025月	2.275月
計	2.450月	2.000月	4.450月

<改定後> 令和6年度以降 ※均等配分

区分	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.225月	1.000月	2.225月
12月期	1.225月	1.000月	2.225月
計	2.450月	2.000月	4.450月

○再任用職員及び一般任期付職員の期末・勤勉手当

<現行>

区分	期末手当	勤勉手当	計
6月期	0.675月	0.475月	1.150月
12月期	0.675月	0.475月	1.150月
計	1.350月	0.950月	2.300月



0.05月増

<改定後> 令和5年12月期分

区分	期末手当	勤勉手当	計
6月期	0.675月	0.475月	1.150月
12月期	0.700月	0.500月	1.200月
計	1.375月	0.975月	2.350月

<改定後> 令和6年度以降 ※均等配分

区分	期末手当	勤勉手当	計
6月期	0.6875月	0.4875月	1.175月
12月期	0.6875月	0.4875月	1.175月
計	1.375月	0.975月	2.350月

○会計年度任用職員(フルタイム・月額パート)の期末・勤勉手当

<現行>

区分	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.200月	-	1.200月
12月期	1.200月	-	1.200月
計	2.400月	-	2.400月



0.05月増

<改定後> 令和5年12月期分

区分	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.200月	-	1.200月
12月期	1.250月	-	1.250月
計	2.450月	-	2.450月



2.0月増

<改定後> 令和6年度以降 ※均等配分

区分	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.225月	1.000月	2.225月
12月期	1.225月	1.000月	2.225月
計	2.450月	2.000月	4.450月

○会計年度任用職員(時間額パート)の期末・勤勉手当

<現行>

区分	期末手当	勤勉手当	計
6月期	0.525月	-	0.525月
12月期	0.525月	-	0.525月
計	1.050月	-	1.050月



0.05月増

<改定後> 令和5年12月期分

区分	期末手当	勤勉手当	計
6月期	0.525月	-	0.525月
12月期	0.575月	-	0.575月
計	1.100月	-	1.100月



3.35月増

<改定後> 令和6年度以降 ※均等配分

区分	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.225月	1.000月	2.225月
12月期	1.225月	1.000月	2.225月
計	2.450月	2.000月	4.450月

○給与改定に伴うR5年度影響額(年額増加分の見込み)

[単位:千円]

職 種	月例給	期末勤勉手当	合 計	一人あたり
一般職職員	79,000	102,000	181,000	88
再任用・一般任期付職員	3,000	2,100	5,100	38
会計年度任用職員(フルタイム・月額パート)	59,000	16,000	75,000	157
会計年度任用職員(時間額パート)	57,500	7,500	65,000	105
合 計	198,500	127,600	326,100	101

3 条例の施行予定日

(1)月例給 公布の日から施行(令和5年4月1日適用)

(2)期末勤勉手当

①令和5年12月期分 公布の日から施行(令和5年12月1日適用)

②令和6年度以降分 令和6年4月1日施行

(3)会計年度任用職員の勤勉手当 令和6年4月1日施行

(議案第132号)

字の区域の変更の件

大波地区地籍調査事業実施位置図



【○内の数字は調査年度】

